

2023年6月の梅雨前線による大雨および台風第2号による災害により被災されたお客さまに対する電気料金およびガス料金の特別措置について

2023年6月8日
関西電力株式会社

大雨により被災されたお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。

当社は、2023年6月2日からの梅雨前線による大雨および台風2号による災害により災害救助法が適用された市および隣接する地域において、被災されたお客さま等からのお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を講ずることとしました。

また、6月6日、「電気特定小売供給約款以外の供給条件」にかかる特別措置を経済産業大臣に認可申請し、6月8日、認可を受けました。

記

1. 対象地域

災害救助法適用地域：（和歌山県）海南市

隣接する地域：（和歌山県）和歌山市、有田市、紀の川市、海草郡紀美野町、有田郡有田川町

2. 主な特別措置の内容

（1）電気料金およびガス料金の支払期日※の1ヶ月延長

2023年5月分、6月分、7月分および8月分の電気料金およびガス料金の支払期日を1ヶ月間延長します。ただし、支払期日の延長は、支払期日が2023年6月2日以降となるものに限り、

※検針日の翌日から30日目

（2）不使用月の電気料金およびガス料金の免除

被災日から電気およびガスを使用されない場合は、そのお客さまの被災日が属する月分の次の月分の電気料金およびガス料金から6ヶ月間に限り、料金を免除します。

（3）被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除

お客さまの電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、2023年12月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

（4）工事費負担金等相当額の免除

関西電力送配電株式会社が当該大雨災害に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

3. 対象となる料金と範囲

電気料金については、特別措置の（1）～（4）を、ガス料金については、特別措置の（1）および（2）を適用させていただきます。

4. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社コンタクトセンター（0800-777-8810）までお問い合わせください。

以上